

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

平成18年12月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、選挙管理委員会の権限に属する事務で知事部局の職員に補助執行させるものの範囲並びに当該補助執行に係る事務の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。

(代決)

第2条 補助執行に係る事務の代決については、岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)第8条及び第9条の規定を準用する。

(専決の制限)

第3条 補助執行に係る事務の専決の制限については、岩手県事務委任及び代決専決規則第10条の規定を準用する。

(知事部局の職員に補助執行させる事務)

第4条 知事部局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (2) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (3) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (4) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (5) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (6) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。

2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター職員福祉担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。

3 第1項に掲げる事務について、総務部総務事務センター給与旅費担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 臨時的任用職員の任免に関すること。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号から第6号まで及び第2項の規定は、同年2月1日から施行する。